

¥ 補助金 ①

生ごみ処理機等購入補助金

●生ごみ処理機等の購入に対して補助金の交付制度があります。

本市では、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器（コンポスト等）（以下「処理機等」という。）を購入する市民に対し補助金を交付します。

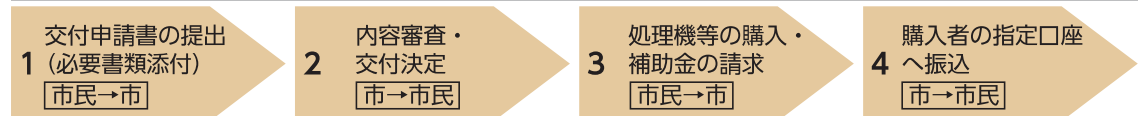
補助の対象となるもの 家庭から排出される生ごみを処理する処理機等であって、耐久性に優れているもの。なお、補助対象の可否を確認する必要がありますので、購入前に環境課までお問合せください。

補助の対象者 本市に居住し、処理機等を購入する市民。

補助率及び補助限度額 購入価格の1／2以内とし、1世帯当たり電動式生ごみ処理機1機につき30,000円及び処理容器は、2器までにつき5,000円を限度とし、100円未満の端数は切り捨てます。ただし、予算の範囲内とします。ポイント還元分は、補助対象となりません。

提出書類 (※令和7年4月時点)
《申請するとき》・補助金交付申請書・購入者及び購入価格が確認できる書類（見積書等）・処理機等の性能が確認できる書類（カタログ等）・申請者の前年度の未納がない証明
《請求するとき》・補助金交付請求書・処理機等の購入にかかる領収証等

補助金交付までの流れ



ごみステーション整備補助金

●ごみステーション整備等を実施する行政区等に対して補助金の交付制度があります。

本市では、市民の日常生活から排出されるごみを適正に収集し、地域における生活環境の保全を図るため、行政区等が実施するごみ収納箱の設置や、ごみステーションの整備、ごみステーションに設置する防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助します。

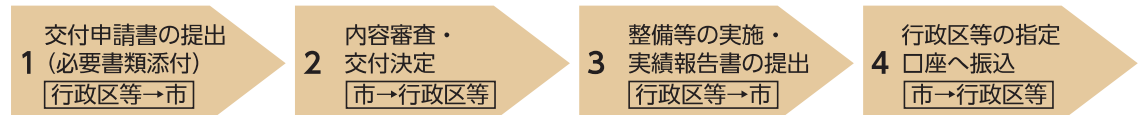
補助の対象となる経費 行政区等が実施するごみステーション整備等に要する経費の一部。なお、排出された指定ごみ袋の上から覆うネット状のものについては、消耗品のため補助対象外となります。また、設置場所及び整備内容等を確認する必要がありますので、事前に環境課までお問合せください。

補助の対象者 ごみステーション整備等を実施する行政区等。

補助率及び補助限度額 1つのごみステーション整備等に要する経費の1／2以内で、50,000円を限度とします。なお、100円未満の端数は切り捨てます。ただし、予算の範囲内とします。(※令和7年4月時点)

提出書類
《申請するとき》・補助金交付申請書・ごみステーション整備事業に係る事業収支予算書・見積書の写し・位置図・設計図面・その他市長が必要と認める書類
(防犯カメラについては上記に加えて) 防犯カメラ管理運用規程・設置する土地の同意者の同意を得たことを証する書類・道路交通法その他法令に基づく許可書類・防犯カメラの仕様書、カタログ等
《請求するとき》・補助事業等実績報告書・事業収支決算書・領収証の写し・整備後の写真・その他市長が必要と認める書類

補助金交付までの流れ





補助金②

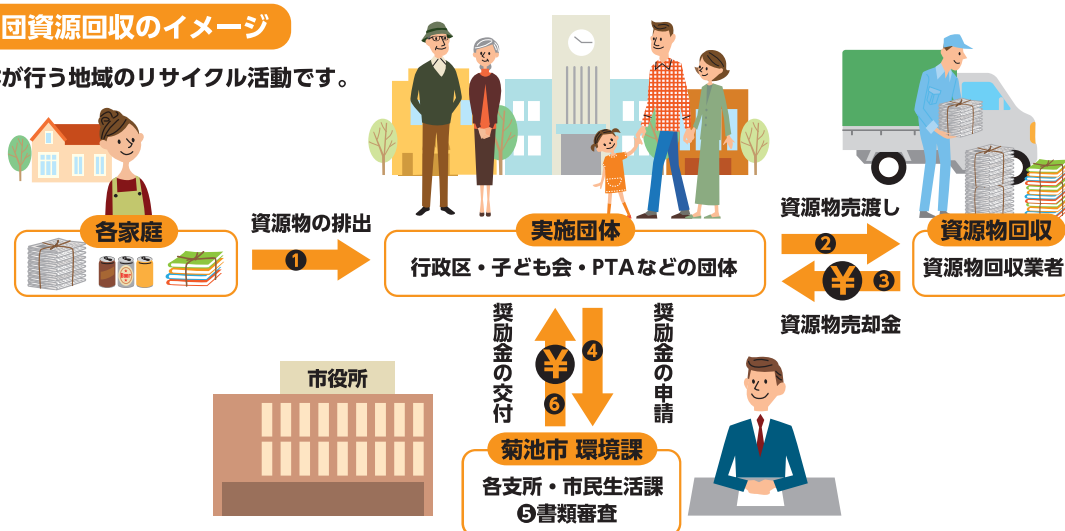
資源ごみ（有価物） 回収団体奨励金

資源ごみ（有価物）回収団体奨励金

家庭から出る新聞紙や段ボール、びん、缶、布類などの資源物を、各行政区・子ども会・PTAなどの団体ごとに決めた回収日に集め、資源物回収業者に引き渡す地域の自主的な集団資源回収活動を補助金（奨励金）によって支援します。

集団資源回収のイメージ

団体が行う地域のリサイクル活動です。

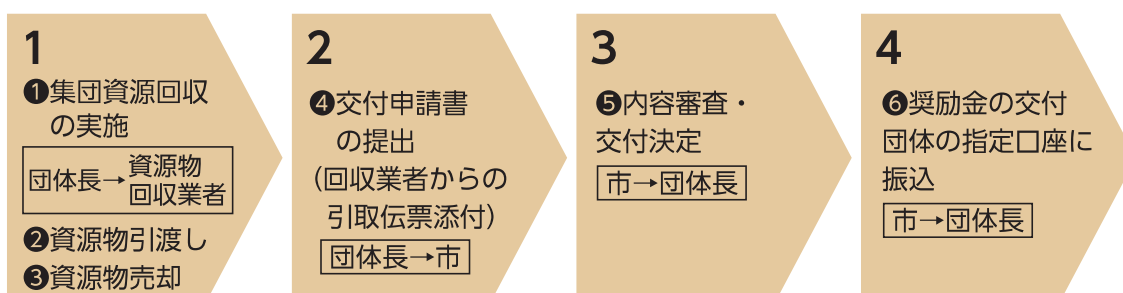


奨励金対象品目（令和7年4月時点）

- ・一升びん ・ビールびん ・紙類（新聞紙、雑誌、段ボール）
- ・布類（古布） ・アルミ缶

市に申請書類、資源物回収業者からの引取り伝票を提出し、資源物回収品目、回収量に応じて奨励金を受け取ることができます。なお、対象品目などは変更となる場合があります。

奨励金受け取りまでの流れ



（注意）・団体の口座に振り込みとなります。

・集団資源回収を行った年度内に申請してください。

・予算の範囲内において補助（奨励金）します。

※1月～3月に実施される場合は、予算の都合上、12月までに環境課にご相談ください。

・事業所（会社など）は対象外です。